平成２８年（フ）第２２０号
釧路市芦野３丁目34番515号　ゆうやけ515号
債務者　白川　達基
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２３６号
釧路市愛国西３丁目８番18号　ラ・フィーヌ愛国102
債務者　荒川　正法
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１６３号
千葉県東金市関内287番地７
債務者　堀川　　進
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４号
新潟県佐渡市春日１番地９　田中アパート５号
債務者　磯野　光雄
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２８年（フ）第５４号
京都府綾部市味方町薬師谷150番地の13
債務者　村上　由美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第８５５号
大阪府大阪狭山市東池尻２丁目1276番地の１
債務者　中谷　和夫
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９９２号
大阪府河内長野市南ケ丘37番９号
債務者　柳野　　宏
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０１０号
大阪府大阪狭山市東池尻２丁目1245番地（201号）　前住所大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番30―208号
債務者　中村　淳子（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０２３号
堺市堺区文珠橋通２番５―501号
債務者　鰺坂　由美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０２５号
堺市北区野遠町544番地１　メゾンドパストラル202号、前住所大阪府富田林市楠町４番３―310号
債務者　大森　　嶺
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０３１号
堺市堺区今池町３丁３―16浅香山病院Ａ棟７Ｆ　住民票上の住所堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟210号室
債務者　西川　麻里
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０３６号
堺市東区日置荘原寺町107番地１
債務者　梶谷　　隆
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
堺市南区赤坂台２丁５番３―606号　前住所堺市南区赤坂台２丁５番３―907号
債務者　笹部　恭子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
堺市中区深井清水町3604番地　ピュアパレス201号
債務者　木山　憲泰
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
大阪府河内長野市南花台３丁目４番35―101号
債務者　山城　愛子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
大阪府羽曳野市野々上１丁目４番12号　前住所大阪府藤井寺市野中５丁目４番４―302号
債務者　福井　勝代
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５号
山形県酒田市飛鳥276番地
債務者　三浦　浩行
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
山形地方裁判所酒田支部